⑸　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付空経第386号）に基づく指名停止を受けていないこと。

なお、共同企業体を結成して申請書を提出した者の構成員の一部が指名停止措置を受けたことにより、残余の構成員が新たな共同企業体を結成して共同企業体の認定及び競争参加資格の確認申請を行う場合及び残余の構成員が単独で競争参加資格の確認申請を行う場合においては、平成29年５月22日以降の認定及び確認申請に係るものについては、競争参加資格を認めない。

⑹　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑺　本案件に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⑻　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑼　平成14年４月１日以降に元請として完成した工事で次に掲げる同種又は類似の施工実績を有すること。なお、経常ＪＶにあっては構成員のうち１社がこの施工実績を有していればよい（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合に限る。）。ただし、当該実績が国土交通省等の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

【同種工事】鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造、用途は「航空旅客ターミナル施設」で規模が延べ面積3,000㎡以上である建築物の新築又は増築工事。

【類似工事】鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造、主要な用途は「公共交通機関の旅客施設」で規模が延べ面積3,000㎡以上である建築物の新築又は増築工事。

⑽　次に掲げる基準を満たす設計技術者を当該技術協力業務に配置できること。なお、設計技術者とは、管理技術者をいう。

１）建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士、又は１級建築施工管理技士

２）平成14年４月１日以降に元請として完成した工事で次に掲げる同種又は類似の施工実績を有すること。なお、経常ＪＶにあっては構成員のうち１社がこの施工実績を有していればよい（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合に限る。）。ただし、当該実績が国土交通省等の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

【同種工事】鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造、用途は「航空旅客ターミナル施設」で規模が延べ面積3,000㎡以上である建築物の新築又は増築工事。

【類似工事】鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造、主要な用途は「公共交通機関の旅客施設」で規模が延べ面積3,000㎡以上である建築物の新築又は増築工事。

⑾　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該建設工事に配置できること。なお建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

１）１級建築施工管理技士、一級建築士または又はこれらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者であること。

２）下記に掲げる工事の経験を有する者であること。

①　特定ＪＶ、経常ＪＶの代表者又は単体にあっては、上記⑽２）に掲げる「同種工事」の経験を有する技術者であること。

②　特定ＪＶ、経常ＪＶの代表者以外の構成者にあっては、上記⑽２）に掲げる「同種工事」又は「類似工事」の経験を有する技術者であること。

３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

４）競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。これを証することができる資料を求めることがあり、その提示がなされない場合は競争入札に参加できないことがある。

５）主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間は以下のとおりとする。

①　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間。（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの期間。）なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

②　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。

⑿　大阪航空局が発注した建築工事で、平成27年４月１日以降に完成した施工実績がある場合においては、これらに係る工事成績評定の平均が65点以上であること。

３　一次審査に関する事項

競争参加資格があると認められた者について、５⑴によって得られた審査評価点の上位３者までを選抜（３者目の審査評価点が、同数となる者が複数存在する場合はそれらの者を含む。）し、技術提案書の要請を行うものとする。

４　優先交渉権者の選定に関する事項

⑴　技術提案の評価に関する基準　本工事は、熊本空港ターミナルビルの国内線別棟外の建築及び建築設備等に係る新築工事である。施工者独自の高度な技術力（施工方法等）の活用が必要であるため、技術協力・施工タイプを適用し、工事に関する技術提案を下記１）から３）について求める。

１）工期短縮に向けた提案：10点

２）コスト縮減に資する提案：10点

３）厳しい現場条件での施工に関する提案：20点

⑵　優先交渉権者の選定　上記４⑴による評価の結果、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

⑶　技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法　技術評価点が最も高い者が複数者いる場合、下記１）から３）の順で優先交渉権者を選定するものとする。

１）技術提案３）の点数の高いもの

２）技術提案２）の点数の高いもの

３）大阪航空局における建築工事業の有資格者名簿の上位者

なお３）について、共同企業体の場合は、代表者の順位とする。

⑷　技術提案書についてヒアリングを行う。

⑸　優先交渉権者の選定後、技術協力業務についての見積合わせを実施した上で、技術協力業務委託契約を締結すると同時に、建設工事の契約に至るまでの手続きに関する基本協定を締結し、価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては価格等の交渉の意思を確認した上で技術提案を反映した技術協力業務を改めて実施する。

５　段階選抜に関する事項等

本工事の段階選抜は以下のとおり実施する。一次審査における審査評価点の算出においては、下記⑴一次審査項目について評価点を評価基準に従って与え、審査評価点を算出する（最大得点20点）。なお、詳細は説明書による。

⑴　一次審査

１）企業の技術力評価

２）技術協力業務の配置予定技術者の能力

⑵　二次審査（選抜された者）３に示す「一次審査に関する事項」により選抜された者の中から、下記６⑷の期間内に技術提案書を提出した者を対象に実施する。